

令和 6 年

第 1 0 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 6 年 9 月 9 日

前橋市農業委員会

令和6年 第10回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和6年9月9日 午後1時59分
- ・閉会日時 令和6年9月9日 午後3時30分
- ・開催場所 議会庁舎3階301会議室

・出席委員（24人）

1番 石村 利夫	2番 澁澤 聖一	3番 小堀 清	4番 星野 和幸
5番 松島 敏男	6番 伊能 良雄	7番 関 けい子	8番 横室 辰雄
9番 坂本 忠	10番 井田 健	11番 平野 豊一	12番 須賀 民雄
13番 阿久津 昌枝	14番 松田 智之	15番 茂木 啓二	16番 栗原 博
17番 奥野 芳男	18番 伊藤 晴夫	19番 山口 かず子	20番 狩野 富一
21番 小林 要	22番 石井 真帆美	23番 町田 祐介	24番 猪岡 正一

・欠席委員（0人）

・事務局出席者

事務局長 片貝 早苗	局長補佐 長谷川 浩樹	局長補佐 井草 依早子	係長 高山 幸治
副主幹 佐藤 信一	副主幹 山田 正史	副主幹 阿久澤 強	副主幹 望月 優至
主任 殿岡 正敏	主事 山崎 佑香	嘱託員 高橋 正子	

・付議事件

- （1）議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について
- （2）議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請について
- （3）議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について
- （4）議案第59号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について
- （5）議案第60号 令和7年農業施策等に関する意見について

・報告事項

- （1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- （2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- （4）現況証明交付状況について
- （5）農地転用等の意見聴取の結果について

事務局長	それでは、これより令和6年第10回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、澁澤会長よりご挨拶をお願いいたします。
会 長	◇（挨拶）
事務局長	ありがとうございました。続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日の欠席通告者はおりませんので、在任委員24名全員の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、本総会是一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきますことをご了承ください。ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、澁澤会長よりお願いいたします。
議 長	それでは、令和6年第10回農業委員会総会を開催いたします。初めに前橋市農業委員会総会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。15番 茂木啓二 委員、16番 栗原博 委員をお願いいたします。なお、総会での発言については、会議規則に基づき、挙手をして自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めてから発言をお願いします。発言は審議に関するものとし、要点をおさえ簡潔にお願いします。特に議題外にわたったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください、議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。
山崎主事	それでは、議事に入ります。議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から15番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
	◇（説明）
	以上、整理番号1番、13番、14番、15番を除く2番から12番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
11番委員	11番です。整理番号5番について、もう少し詳しく聞きたいのですが、譲受人の住所が離れていて、3番のように移住だったらいいのですが、面積もちょっと営農としては少ないかなと思いました。この近辺で他にも借りているのでしょうか。
山崎主事	事務局の山崎です。3条の申請番号5番ですが、こちらは譲受人が前橋市の江木町に拠点を置く農地所有適格法人の代表者であります。こちらの農地についても、実際の耕作などは農地所有適格法人で行っていると聞いております。議案書の耕作面積が0となっておりますが、代表者が所有している農地をすべて法人に貸し付ける形をとっているため、申請人本人の耕作地は今現在0となります。
11番委員	分かりました。
議 長	他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号14番、15番は、5条申請と関連があるため、後に一括して審議を行うこととし、整理番号1番、13番を保留とし、整理番号2番から12番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番、13番を保留とし、整理番号2番から12番を許可とすることに決定いたします。次に議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から7番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
佐藤副主幹	◇（説明）
	以上、6番を除く1番から5番、7番の申請については農地法第4条第6項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	なお、整理番号5番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

調査班長
(山口委員)

◇(報 告)

ご報告いたします。整理番号4条の5番、育成牛舎用地の申請です。現地・面接調査案内図は1ページから8ページです。申請地は、市立滝窪小学校から北西に約1.9kmに位置する芳賀畜産団地に隣接する北側は宅地と農地、南側は宅地、西側は農地、東側は道路に囲まれた農用地区域内にある農地です。現地案内図は6ページです。面接には申請法人の代表者及び申請代理人行政書士の2名が来られました。申請法人は酪農を営んでおり、現在2,600頭の牛を飼育し、年間の乳量は1,500万kgとのことです。従業員は60名、年間の売上額は25億円とのことです。申請事由ですが、育成牛舎が不足しているため、既存施設に隣接する申請地に育成牛舎を建築したく申請するものです。申請地には育成牛舎1棟を建築し、北側には雨水浸透池(約120㎡)を設けます。育成牛舎は400頭まで飼育可能です。育成牛の月齢は、4カ月から1年未満を予定しているとのことです。造成・整地については、敷地内で土を動かして、北側に向かってゆるやかな傾斜をつけて造成し、建築敷地をコンクリート舗装します。南側牛舎、東側道路とは高低差が生じるため法面を設け、芝種子を撒いて土砂の流出を防止します。雨水処理については、敷地中央北部と東側に素掘りの側溝を設け、浸透池に集水し、浸透処理します。なお、農業用施設ではありますが、3,000㎡以上の建築計画のため、開発許可申請が提出されているとのことです。調査班としましては、既設の施設の隣接で、周辺農地への影響も無く、公害に対する防除策も取られていることから、許可相当であると判断いたしました。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

20番委員

20番です。整理番号1番の関係なのですが、既存宅地の拡張ということで、これからサウナを始めるとありますけれども、既存の宅地の面積は現在どのくらいあるのでしょうか。

佐藤副主幹

農地係の佐藤です。既存宅地の面積が確認できないのですが、今回の既存宅地の方には既存の家屋ですとか農機具の格納庫等があるためサウナを入れるところがなく、サウナのお客様用の駐車場も使いたいということで、今回こちらの拡張してあるところにシイタケ小屋があるのですが、それをリノベーションして活用したいということで、この部分を宅地拡張するという計画になっております。

20番委員

そうしますと、現在の160㎡というのは、以前にシイタケ小屋が建っていたということでしょうか。

佐藤副主幹

シイタケ小屋をリノベーションするということになっておりますので、そちらの面積で160㎡ということになっております。

20番委員

そうすると新たな160㎡は除外が必要になるということですか。

佐藤副主幹

以前、農業利用などで取っていたとしても用途区分で取っているということで、今回は農業利用ではないため除外の申請は必要になります。

20番委員

ここはサウナの建物じゃなくて駐車場として使われるということでしょうか。

佐藤副主幹

駐車場は現在の宅地になります。

20番委員

そうするとシイタケ小屋の方をリノベーションされてサウナに変えていくということで理解すればいいわけですね。分かりました。ありがとうございます。

議 長

他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号6番を保留とし、整理番号1番から5番、7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙 手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号6番を保留とし、整理番号1番から5番、7番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から42番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

望月副主幹

◇(説 明)

以上、2番から38番、40番の申請については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当

議 長
調査班長
(山口委員)

しないため、許可条件の全てを満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

なお、整理番号5番、17番、24番から26番については現地・面接調査を実施しています
ので、調査班長の報告をお願いします。

◇(報 告)

ご報告いたします。整理番号5条の5番、売買、露天駐車場の申請です。現地・面接調査案内
図は9ページから15ページです。申請地は、県立前橋西高等学校から北西約600mに位置し、
北側、西側は宅地、南側は農地、東側は宅地と農地に囲まれた市街地化の傾向著しい区域内にあ
る第3種農地です。現地案内図は13ページです。面接には申請法人の代表者及び申請代理人行
政書士の2名が来られました。申請法人は、渋川市及び前橋市方面を中心にリサイクル業を行っ
ており、従業員は6名、年間の売上額は1億～2億円ほどとのことです。年々、資材が増えたた
め、広い資材置場を探していたところ、申請地を購入できる話がまとまったため、申請地を取得
し、隣接する宅地と一体利用し、資材置場として利用したく申請するものです。申請地にはアル
ミ缶、バイク、自転車、タイヤ・ホイール等を置くとのことです。既存の資材置場は、今後も利
用するとのことです。土地の造成は、転圧して一部に鉄板を敷くとのことです。雨水は自然浸透
とのことです。外灯は設置予定で設置にあたっては周辺に配慮するとのことでした。周囲には道
路側出入り口以外には、3mほどの鋼板を設置するとのことです。調査班としましては、資材置
場の必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判
断しました。

続きまして、整理番号5条の17番、売買、露天中古車置場の申請です。現地・面接調査案内
図は16ページから22ページです。申請地は、県立前橋南高等学校から南に680mに位置し、
北側は農地、南側は雑種地、西側、東側は道路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種
農地です。現地案内図は19ページです。面接には申請法人の代表者及び申請代理人、行政書士
の2名が来られました。申請法人は高崎市に本社を置き、中古自動車販売を主な事業としており、
県内で5店舗を営業しています。従業員は70名、年間の売上額は47億円ほどとのことです。
申請地に隣接する主要地方道高崎駒形線の沿線で中古自動車販売と修理を行う店舗を営業してい
ますが、顧客から展示車両を増やして欲しいとの要望を受け、申請地を取得し中古車両置場とし
たく申請するものです。申請地には、中古車両53台、来客用16台、社有車20台、その他の
合計100台を置く計画とのことです。土地の造成は、東側に向かって緩やかな傾斜をつけて、
西側道路から10cmほどの高さに整地し、全体的に砕石敷きにします。雨水は自然浸透を基本
としますが、大雨に備え、東側に集水桝を2か所設け、オーバーフロー分は東側の水路に排水し
ます。入り口は西側に1か所設け、周囲には擁壁と1.0mのネットフェンスを設置するとのこ
とです。既存店舗との境界のバックフェンスは撤去し、新設のネットフェンスを設置し、一部に
通路を確保します。外灯は設置する予定で、四隅に内側に向けて設置し、周辺に配慮するとのこ
とでした。調査班としましては、中古車置場の必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対
策が取られていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の24番、25番、26番、賃貸借、売買、露天資材置場の申請で
す。現地・面接調査案内図は23ページから33ページです。申請地は、城南支所から約300
mに位置し、北側、東側は道路、西側は農地と雑種地、南側は農地に囲まれた市役所支所の周辺
に位置する第2種農地です。現地案内図は30ページです。面接には申請法人の役員及び申請代
理人行政書士の2名が来られました。申請法人は、本市に本社を構え、土木建築業を営んでおり、
従業員は30名、年間の売上額は8億から9億円ほどとのことです。現在、一時転用にて飯土井
町に資材置場を確保しているが、今年の10月で期限が切れてしまうため、新たな、資材置場用
地を探していたところ、本社屋から車で5分ほどの距離にある申請地を資材置場として利用でき
ることになったため、申請するものです。申請地には良質土、砕石、バックホー4台、グレーダ
ー2台、ローラー2台、回送車などを置く予定とのことです。土地の造成は、東側道路の高さに

	合わせ整地します。雨水は自然浸透とのことです。出入口は東側に設け、フェンス等は設置しないが、周辺に配慮するとのことでした。調査班としましては、資材置場の必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断しました。以上です。
議 長	以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
10番委員	10番です。整理番号24番からの露天資材置場の関係です。議案書には目的が露天資材置場、備考欄に隣地一体利用とあります。また、現地面接調査案内図の資料によりますと、一体利用地と合計で2,300㎡ほどの資材置場になるとあります。また、現状より面積が約1,000㎡小さくなるが、効率的な利用ができると書かれています。この一体利用する土地というのは、現地面接調査案内図30ページの別の会社名が書いてある土地でよろしいでしょうか。
望月副主幹	事務局の望月です。赤く囲んでいる図面の3筆が今回の申請となっております。以上です。
10番委員	申請書に隣地一体利用ということで書かれている資材置き場というのは、この案内図にある別の会社名が書いてある資材置き場でいいのでしょうか。
望月副主幹	その通りです。それはもう別で、あくまでも今回の申請地3筆が隣地一体利用地ということで申請をさせてもらっているのです。隣に書いてある別法人の資材置場とは分けて、申請の方が出てきております。
10番委員	そうすると、申請書に書かれている隣地一体利用というのは、今説明にあったように3筆を一体利用するので、隣の資材置場は一体利用しないということでもいいのでしょうか。
望月副主幹	おっしゃる通りです。図面の方が紛らわしくなってしまったので、今後は分かるように、我々の方もしっかり準備をしたいと思っています。
10番委員	分かりました。
議 長	他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号41番、42番は3条許可と関連があるため、後に一括して審議を行うことし、整理番号1番、39番を保留とし、整理番号2番から38番、40番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇(挙手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1番、39番を保留とし、整理番号2番から38番、40番を許可とすることに決定いたします。
	続いて、先に審議を保留にしました農地法第3条の整理番号14番、15番、農地法第5条の整理番号41番、42番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
山崎主事	◇(説明) 以上、14番、15番の申請については農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。
望月副主幹	◇(説明) 以上、41番、42番の申請については調査班長の報告を踏まえてご審議をお願いできればと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	農地法第3条の整理番号14番、15番、農地法第5条の整理番号41番、42番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
調査班長 (山口委員)	◇(報告) ご報告いたします。整理番号3条の14番、15番、整理番号5条の41番、42番、営農型太陽光発電施設、一時転用期間3年経過後の更新手続きです。現地・面接調査案内図は34ページから58ページです。申請地は、前橋市大室公園北駐車場から西北西約1,000mに位置する、農用地区域内農地です。現地案内図は56ページをご覧ください。面接には申請法人の社員で営農者の農業法人の担当者、申請代理人行政書士の2名が来られました。現地調査の結果、営農型発電施設の下部の農地には作付けが確認できませんでした。耕作者に現状について確認したところ、パネル下の農地での高麗人参の栽培は失敗したとのことでした。播種はしたが、芽が出

なかったとのことです。そのため、茨城県つくば市で高麗人参の栽培を行っている農業法人から発芽から2年目の高麗人参を譲ってもらい、9月から10月にパネル下の農地に定植する計画とのことです。現在、パネル下の農地は土づくりを行っており、定植に向けて準備を進めているとのことです。パネル下の農地には、100本の苗を定植するとのことでした。今後の営農計画が当初の計画とかけ離れていたため、詳細に確認した結果、種からの育苗の継続やドクダミ、キクイモの栽培など、当初の営農計画とは変わってきていること、収量8割を満たせる計画となっていないことから、営農計画の訂正を指導しました。現状、営農型太陽光発電施設の基準を満たすとはいえず、計画も固まっていないことから、今回は保留とし、修正された営農計画により判断できればと考えます。よって、調査班としては保留と判断しました。以上です。

望月副主幹

本件における審査内容について事務局の方からご報告させていただきます。営農者及び代理人より営農計画を変更したいとの話があったため、9月中に変更した営農計画書を再度審査、10月の調査班にて再度説明を求めることで話を進めております。一時転用の期間は過ぎてしまい、違反状態となりますが、今回はやむを得ず保留とし、次回更新が認められる営農計画により判断できればと考えます。ご報告は以上になります、

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

11番委員

11番です。今の案件なのですが、たまたま売電ができていないんですね。できていないからいいかなとは思うんですけど、今年度中に先に売電の工事をして売り始めてしまう話ですよ。営農ができていないのに売電が始まったら条件が違うのではないかなと思うのですが、その辺のところを事務局はどのようにお考えなのでしょうか。

望月副主幹

事務局の望月です。今現在の現場の状況とすると、電線を盗まれたということ为先日の調査班でも確認をさせていただいたのですが、とりあえずは営農者の方が当初計画でなければとの思いから無理やり進めていたのを調査班の皆様の強い指導のおかげで、そういうことではなくて単収8割だとか、そういったところをまずクリアしないといけないんだと、今回の営農型太陽光の制度が変わったことに対して説明していただきました。人参は避けて営農の方はしっかりと計画を立てて、今月の中旬には出すということだったので、そこのところは早急に確認していきたいと思います。あと我々係員の中でも、一時転用の期限が過ぎてしまい、違反状態を作ってしまうというのはどうしたものかと思ったのですが、今の営農計画ではどうしても許可できないと判断しました。電線の話の前にまず営農の話からということでご理解いただければと思います。

議 長

営農型太陽光は今度から3年経過したら審査をして、もしできていなければ県から勧告が行きます。勧告してもダメな場合は売電を止めてしまいます。今年の4月からそれだけ厳しくなりました。ですからこれからは営農型太陽光をきちんとしないと売電できなくなります。そのために調査班長の方はきちんと作物を作っているか、作物をその地域の80%以上耕作しているかなどいろいろ聞いてください。ブラックリストに載っているような、作ることは作るけど収穫しない会社もありますけれども、そういうところも見ていますから。調査班で調査するときには、いい加減なことをしていると売電ができなくなりますよと話をしてください。

他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農地法第3条の整理番号14番、15番及び、農地法第5条の整理番号41、42番を保留とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙手)

議 長

全員賛成でありますので、農地法第3条の整理番号14番、15番及び、農地法第5条の整理番号41番、42番について保留とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おきください。

次に、議案第59号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定につい

阿久澤副主幹

て審議に入ります。事務局の説明を求めます。 "

◇(説 明)

農用地利用集積計画の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇(意見、質問等なし)

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第59号について、原案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙 手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第59号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、原案を決定いたします。

次に議案第60号 令和7年度市農業施策に関する意見について審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

殿岡主任

◇(説 明)

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇(意見、質問等なし)

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。令和7年度市農業施策に関する意見について、原案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。 "

◇◇◇

◇(挙 手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第60号 令和7年度市農業施策に関する意見について原案を決定いたします。なお、意見書の提出にあたり、若干の文言修正を行うことがありますので、そのことについてはご了承ください。次に32ページ以降の報告事項ですが、報告事項(1)から(4)までの内容は、

(1) 法第4条の届出書の受理状況	1件
(2) 法第5条の届出書の受理状況	21件
(3) 法第18条第6項の規定による通知書の交付状況	23件
(4) 現況証明交付状況について	3件

また、報告事項(5)は、第9回総会において許可とした農地法第5条の農地転用2件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

それでは、以上で本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

(午後3時30分閉会)